

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	法令番号	平成13年法律第64号
手続名	第一種フロン類充填回収業者の登録の取消し等・業務停止命令	根拠条項	第35条第1項
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合と内容等 第一種フロン類充填回収業者が次のような事項に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録の取消し 1 不正の手段により第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき。 2 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第29条第1項に規定する基準に適合しなくなった場合で、法違反がなくなるまでに6ヶ月以上を有すると認められるとき。 3 第29条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。 4 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 <p>・業務の全部若しくは一部停止命令 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第29条第1項に規定する基準に適合しなくなったときは、6月以内の期間であって、法違反がなくなるまでの期間についてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。</p> <p>(2) 佐賀県の管轄区域外において行われた違反行為についても、不利益処分を行うことができるものとする。</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施*1 2 弁明の機会の付与*2	処理機関 県民環境部 環境課

*1 登録の取消し *2 業務停止命令

目次